

**昭和四十一年大蔵省令第十九号**

とん税の納付書の様式を定める省令

とん税法施行令第二条第二項の規定に基づき、  
とん税の納付書の様式を定める省令を次のように  
定める。

とん税法施行令（昭和三十一年政令第四十八  
号）第二条第二項に規定する納付書の様式は、  
国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第  
二十八号）別紙第一号書式に準ずるものとす  
る。

**附 則**

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行  
する。